

東京地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 公売白紙解除の上支払済金員返還請求事件
国側当事者・国(厚木税務署長)
令和5年8月31日棄却・控訴

判 決

原告	X
被告	国
同代表者法務大臣	齋藤 健
処分行政庁	厚木税務署長 中村 秀利
同指定代理人	生貝 由香里 濱辺 希 横川 幸司 副田 大喜

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対して、278万8454円を支払え。

第2 事案の概要

本件は、別紙物件目録記載の各土地(以下、併せて「本件各土地」という。)について厚木税務署長が実施した公売において売却決定を受け、買受代金133万円等合計139万4227円を支出した原告が、上記公売における公売公告には虚偽記載があったなどとして、被告に対し、①上記売却決定は上記虚偽記載が存在するため無効であると主張して、不当利得返還請求として139万4227円の支払を求めるとともに、②上記虚偽記載は国家賠償法(以下「国賠法」という。)上違法であると主張して、同法1条1項に基づく損害賠償請求として139万4227円の支払を求める事案(請求額合計278万8454円)である。

1 前提事実

当事者間に争いのない事実、後掲各証拠(以下、証拠番号は特に掲記しない限り枝番号を含む。)及び当裁判所に顕著な事実、次のとおりである。

- (1) 厚木税務署長は、平成16年6月14日、国税徴収法(以下「徴収法」という。)47条1項及び68条に基づき、本件各土地を差し押さえ、同月15日、本件各土地についてそれぞれ差押登記がされた(乙2)。
- (2) 厚木税務署長は、平成26年10月17日、徴収法95条に基づき、本件各土地について公売公告を行うとともに(以下「本件公売公告」という。)、同法99条1項に基づき、見積

価額の公告を行った（乙3）。

本件公売公告には、「留意事項」として「公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください」と記載され、同記載に続いて5つの項目が掲げられており、その4番目には「④土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください」と記載されていた（以下、この記載を「本件記載事項」という。）。

- (3) 厚木税務署長は、平成26年11月25日、東京国税局において、徴収法101条に基づき、本件各土地について入札の方法による公売を実施し（以下「本件公売」という。）、同日、原告は、公売保証金20万円を納付した上で（乙4）、入札価額133万円を入札したところ（乙5）、厚木税務署長は、同法104条1項に基づき、原告を最高価申込者として決定し、同月27日、同法106条2項に基づき、不動産等の最高価申込者の決定等の公告を行った（乙6）。
- (4) 原告は、平成26年11月26日、買受代金133万円（以下「本件買受代金」という。）から上記（3）の公売保証金20万円を差し引いた113万円を納付した（甲2の2）。
- (5) 厚木税務署長は、平成26年12月2日、原告に対し、徴収法113条1項に基づき、本件各土地の売却決定をした（以下「本件売却決定」という。）（乙1）。
- (6) 厚木税務署長は、平成26年12月5日、徴収法131条及び132条に基づき、本件買受代金の全額を厚木税務署長に配当する旨の配当計算書を作成した（乙7）。
- (7) 原告は、平成26年12月5日、厚木税務署長に対し、徴収法121条による嘱託に係る登記の登録免許税6万2500円の領収証書と、本件各土地の所有権を原告に移転する旨の所有権移転登記の嘱託書の郵便料として1727円分の切手を提出した（甲2の3）。
- (8) 厚木税務署長は、平成26年12月12日、本件買受代金の全額について配当を受けた（乙8）。
- (9) 厚木税務署長は、平成26年12月15日、本件各土地について、原告への所有権移転登記、本件公売により消滅した権利の登記の抹消登記及び滞納処分に関する差押えの登記の抹消登記を横浜地方務局厚木支局に嘱託し、同日、上記各登記がされた（乙2）。
- (10) 原告は、令和4年11月21日、本件訴訟を提起した（顕著な事実）。

2 争点及び当事者の主張

本件の争点は、①本件売却決定は無効か、②被告の利得の有無、③厚木税務署長が本件公売公告に本件記載事項を掲載したことは国賠法上違法か、④損害の発生及びその額である。①及び②が不当利得返還請求に関する争点であり、③及び④が国賠法1条1項に基づく損害賠償請求に関する争点である。

- (1) 争点①（本件売却決定は無効か）について

（原告の主張）

本件記載事項には「接面道路（私道）の利用については道路所有者と（中略）協議してください」という文言があり、同文言は、本件各土地が道路（私道）に接面していることを説明するものであるが、実際には本件各土地は道路（私道）に接面していなかった。したがって、本件記載事項の内容は虚偽である。

よって、本件公売手続には虚偽の説明があるから、本件売却決定は無効である。

（被告の主張）

行政処分である本件売却決定が無効となるのは、単に処分に瑕疵（取消原因）があるというだけでは足りず、その処分に重大かつ明白な瑕疵がある場合に限られる。

本件公売公告における「留意事項」は、本件各土地固有の事柄を記載したものではなく、土地建物の公売参加者に対する一般的な留意事項を記載したものであるから、これをもって本件各土地が道路（私道）に接面していることを説明したと解することはできない。このように、本件公売公告の内容に虚偽はない以上、本件売却決定に重大かつ明白な瑕疵もないから、本件売却決定は有効である。

(2) 争点②（被告の利得の有無）について

（原告の主張）

原告は、本件売却決定に基づき、本件買受代金133万円、登録免許税6万2500円及び郵便料1727円の合計139万4227円を支出した。

しかし、上記（1）で主張したとおり本件売却決定は無効であるから、被告は上記金額を法律上の原因なく利得したことになる。

（被告の主張）

争う。

原告が被告の利得として主張する金額のうち、郵便料1727円の支払を受けたのはA株式会社であるから、利得を得たのは同社である。したがって、上記郵便料について、被告は利得していない。

また、原告の登録免許税に係る6万2500円の支払請求は、登録免許税の誤納金に係る不当利得返還請求であるから、国税通則法74条1項により、当該登記等を受けた日から5年間行使しないことによって消滅するところ、上記請求については、原告が本件各土地の所有権移転登記を受けた日である平成26年12月15日の5年後である令和元年12月15日の経過により、消滅時効が完成している。

(3) 争点③（厚木税務署長が本件公売公告に本件記載事項を掲載したことは国賠法上違法か）について

（原告の主張）

厚木税務署長は、本件各土地が道路（私道）に接していないことを知りながら、本件公売公告に、「接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください」という、本件各土地が道路（私道）に接面している旨の本件記載事項を掲載し、故意に虚偽の説明をした。

したがって、厚木税務署長が本件公売公告に上記のとおり内容が虚偽の本件記載事項を掲載したことは、国賠法上違法である。

（被告の主張）

国賠法上の違法とは、公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反することをいい、公権力の行使に当たる公務員の行為が国賠法1条1項の適用上違法と評価されるためには、当該公務員が職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と当該行為をしたと認め得るような事情があることが必要である。

本件においては、上記（1）で主張したとおり、本件公売公告の内容に虚偽はないから、本件公売公告の内容に虚偽があることを前提とする原告の主張は、その前提を欠く。

したがって、厚木税務署長が本件公売公告に本件記載事項を掲載したことは、国賠法上違

法ではない。

(4) 争点④（損害の発生及びその額）について

（原告の主張）

原告は、上記（3）で主張した厚木税務署長の国賠法上違法な行為（本件公売公告への本件記載事項の掲載）により、本件公売に関して原告が支出した139万4227円（本件買受代金133万円、登録免許税6万2500円及び切手代1727円の合計額）相当額の損害を被った。

（被告の主張）

争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点①（本件売却決定は無効か）について

(1) 前提事実（2）のとおり、本件公売公告には、「留意事項」として「公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください」と記載され、同記載に続き、5つの項目の4番目として「④土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください」という記載（本件記載事項）があったものである。

本件公売公告における「留意事項」の上記文言及び本件記載事項の位置付けによれば、本件記載事項は、本件各土地固有の事柄ではなく、現況有姿により行うものとされる公売における一般的事項、すなわち、土地建物の公売参加者に対する一般的な留意事項として記載されたものというべきである。そうすると、本件記載事項の文言をもって、本件各土地が道路（私道）に接面している旨を説明するものと解することはできない（本件記載事項については、公売の対象となる土地が道路（私道）に接している場合には、接面道路（私道）の利用について道路所有者と協議するよう注意喚起をする趣旨の記載と捉えるべきものである。）。

したがって、本件記載事項の内容は虚偽であるとはいえない。

(2) 上記（1）のとおり本件記載事項の内容が虚偽であるとはいえず、このほか、本件売却決定が無効であることを窺わせる事情は見当たらないから、本件売却決定は無効とはいえない。

2 争点③（厚木税務署長が本件公売公告に本件記載事項を掲載したことは国賠法上違法か）について

上記1において説示したとおり、本件記載事項の内容は虚偽であるとはいえない。

したがって、厚木税務署長が本件公売公告に本件記載事項を掲載したことは、国賠法上違法とはいえない。

3 まとめ

(1) 上記1で説示したとおり、本件売却決定は無効とはいえないから、その余の点について判断するまでもなく、原告の不当利得返還請求は理由がない。

(2) 上記2で説示したとおり、厚木税務署長が本件公売公告に本件記載事項を掲載したことは国賠法上違法とはいえないから、その余の点について判断するまでもなく、原告の国賠法1条1項に基づく損害賠償請求は理由がない。

第4 結論

以上のとおり、原告の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 品田 幸男

裁判官 片瀬 亮

裁判官 彦田 まり恵

別紙 省略